

○補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間 珣

(昭和六十年三月五日)
(文部省告示第二十八号)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百五十五号)第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間を次のように定める。

昭和四十三年二月八日文部省告示第八号(補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間)は、廃止する。

(処分を制限する財産)

一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下「令」という。)第十三条第四号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち機械及び重要な器具で、取得価格が一個又は一組五十万円以上のものであるとする。

二 令第十三条第五号に規定する財産は、補助事業者等が補助事業

等により取得した財産のうち別表の処分を制限する財産の名称等の欄に定める財産(令第十三条第一号から第四号までに掲げる財産に該当するものを除く)で、取得価格が一個又は一組五十万円以上のものであるとする。

(処分制限期間)

三 令第十四条第一項第二号に規定する期間は、補助事業者等が補助事業等により取得した財産について、別表のとおりとする。

別表

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		制限期間(年)
	施設等の分類	財産の名称・構造等	
へき地児童生徒援助費等補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	65
日本学校健康会補助金		事務用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	60
小中学校児童生徒健康増進特別事業費等補助金		住宅用・寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの	35
学校給食設備整備費補助金		工場(作業場を含む)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの	45
学校給食設備整備費補助金		著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	26
その他		その他のもの	20

補助金
学校給食
物理促進
理化学通
補助金
私立学校
施設整備
補助金
公立学校
施設整備
補助金

れんが造・石造又はブロック造のもの	50
事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	45
住宅用・寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの	32
工場(作業場を含む)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの	28
著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	40
その他のもの	45
金属造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限り)	35
事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	26
寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの	18
工場(作業場を含む)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの	15
著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	20
その他のもの	24
金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超えるものに限り)	24
事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの	18
寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの	15
工場(作業場を含む)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの	20
著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	26
その他のもの	24

建物 附屬設備	庫用のもの				昇降機設備
	著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	木骨モルタル造のもの 事務所用又は美術館用のもの及び下記以外のもの 寄宿舎用・宿泊所用・学校用又は体育館用のもの 工場(作業場を含む)用・農林業用実習管理室又は倉庫用のもの 著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	電気設備(照明設備を含む) 蓄電池電源設備 その他のもの	給排水又は衛生設備及びガス設備 冷房・暖房・通風又はボイラー設備 冷暖房設備(冷凍機の出力が二十キロワット以下のもの) その他のもの	
	16 12	22 24	15 10	15 6	15 13

建築物	エレベーター						構造物	車両及び運搬具
	消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	エヤーカーテン又はドア自動閉鎖設備	アーケード又は日よけ設備 主として金属製のもの	可動間仕切り	前掲のもの以外のもの 主として金属製のもの その他のもの	汚水処理用のもの 槽・塔・水路・貯水池その他のもの 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造又は石造のもの コンクリート造・金属造又は土造のもの 木造又は合成樹脂造のもの		
	8	12	15	15	10 18	10 15 30	20	3 4

器具及び備品	その他のもの				運送事業用のもの 小型車 積載量二トン以下のもの その他のもの	時計・試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器
	家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く) 事務機・事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの 児童用機及びいす 冷房用又は暖房用機器 食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 2	6 5 8 15	8 15	4 3	5 5 10

機械及び装置	看板及び広告器具 看板 マネキン人形及び模型 その他のもの			内燃力又はガスタービン発電設備 蓄電池電源設備 給食用設備 内燃機関・ボイラー及びポンプ
	5	2	3	8